

(仮称) 浜松市感染症予防計画の策定について

健康福祉部保健所生活衛生課

1 策定の趣旨・経緯

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法)が改正された。改正感染症法第10条に基づき定める予防計画について、より実効性のある計画とするため、令和5年5月に国の基本指針が改正され、都道府県連携協議会の設置、保健・医療提供体制に関する記載事項の充実、保健所体制、検査体制等の確保のため数値目標の設定などが新たに定められ、保健所設置市にも予防計画の策定が義務付けられることとなった。

これを受けて、新たに設置される静岡県感染症対策連携協議会において、静岡県、両政令市の予防計画について協議を行い、同時に改定される静岡県の予防計画を踏まえて、浜松市としての予防計画を策定する。

2 施行日

令和6年4月1日施行予定

3 計画の概要

資料5-1～5-4のとおり

4 策定スケジュール

時期	内容
7月25日	・第1回静岡県感染症対策連携協議会(県) 【協議】計画改定の進め方
10月23日	・ <u>第2回保健医療審議会</u> 【報告】計画の概要
11月14日	・第2回静岡県感染症対策連携協議会(県) 【協議】計画素案
12月5日	・市議会厚生保健委員会 【報告】計画素案、パブリック・コメント実施
12月中旬～ 1月中旬	・パブリック・コメント実施
2月27日	・第3回静岡県感染症対策連携協議会(県) 【協議】計画策定
2月～3月	・ <u>第3回保健医療審議会</u> 【報告】パブリック・コメント実施結果、計画修正案
3月	・市議会厚生保健委員会 【報告】パブリック・コメント実施結果、計画修正案 ・パブリック・コメント結果の公表 ・計画決定・公表

協議事項 1 関係

資料 1 - 2 感染症法の改正ポイント

- ◆ 感染症法の改正により、連携協議会の設置や都道府県が定める予防計画等に沿い、都道府県と医療機関等の間で病床確保等の協定を締結する仕組みなどが新たに規定された。

主な改正点

項目	内容	備考
連携協議会 (第10条の2)	都道府県は、県、保健所設置市、感染症指定医療機関、関係団体、消防機関等により構成される都道府県連携協議会を組織し、同協議会において新型インフルエンザ等感染症の発生の予防等に必要な対策の実施、 <u>県及び保健所設置市の予防計画を協議</u>	令和5年4月1日施行 静岡県が組織し、7/25 第1回開催
予防計画 (第10条)	都道府県が国の基本指針に即し定める予防計画について <u>平時からの備えを確実に推進</u> するため、記載事項の充実とともに、病床、外来、医療人材、後方支援、 <u>検査能力等</u> の確保について数値目標を設定	令和6年4月1日施行
医療措置協定 (第36条の3)	都道府県が定める予防計画に沿って、県と医療機関等の間で病床、発熱外来の確保等に関する協定を締結	※医療措置協定は令和6年9月30日までに締結
検査等措置協定 (第36条の3)	今後の感染症の発生・まん延時に即座に検査能力、宿泊施設を確保するため、県と検査機関、宿泊施設等との間で、協定を締結	

第10条第14項（抜粋） 保健所設置市は県が定める予防計画に則して予防計画を策定しなければならない
 第10条第6項（準用） 予防計画を定め、又は変更しようとするときは、連携協議会において協議しなければならない

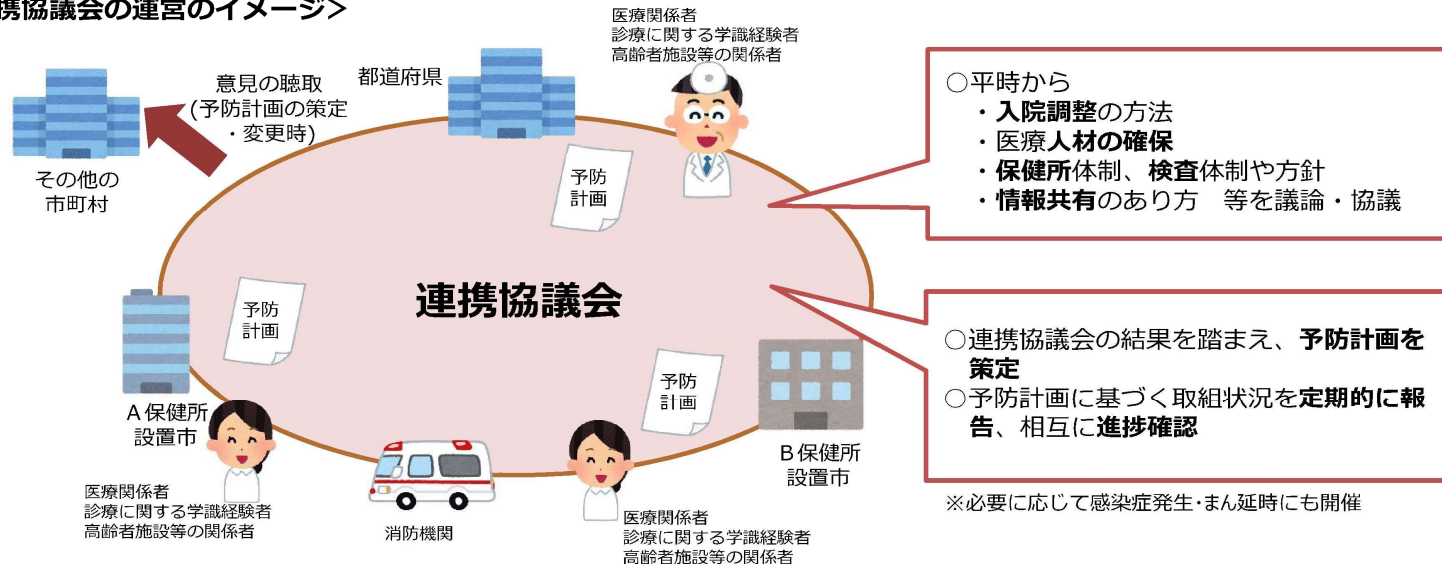
(7/25第1回静岡県感染症対策連携協議会資料より)

都道府県と保健所設置市・特別区との連携協議会

見直しのポイント

- ・今般のコロナ対応において、**都道府県と保健所設置市や特別区との間**で、入院調整が円滑に進まない、応援職員の派遣のニーズを共有できない、迅速な情報共有ができないなど、**連携が十分ではないケース**が見られた。
 - ・このため、都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする「**連携協議会**」を創設。**入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方**などについて、**平時から議論・協議**し、その結果を踏まえて、**予防計画を策定**。また、予防計画に基づく取組状況を定期的に報告、相互に進捗確認。
 - ・こうした平時からの連携強化・綿密な準備を通じて、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図る。
- ※1 連携協議会には、医療関係者や学識経験者、高齢者施設等の関係者、消防機関が参画。なお、予防計画の策定・変更時には、現行と同様、一般市町村からも意見聴取を行う。
- ※2 平時だけでなく、感染症発生・まん延時において連携協議会を開催することも可能。

<連携協議会の運営のイメージ>



(注) 連携協議会の枠組みのほか、都道府県の**総合調整権限の強化**や**保健所設置市・特別区への指示権限を創設**。**感染症発生・まん延時**において、都道府県が**迅速な対策**や**管内の一元的な対策**の実施など必要がある場合に**権限を発揮**できるようにする。

(2/22厚労省自治体説明会資料より)

資料 2-3 国基本指針の新旧対照

◆ 厚生労働大臣は基本指針を定めなければならない（感染症法第9条）と規定されており、**感染症法改正に伴い基本指針についても改定**された。

厚生労働省が策定する基本指針の記載事項（新旧対照）

… は国対応項目

新	旧
一 感染症の予防の推進の基本的な方向	一 感染症の予防の推進の基本的な方向
★二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
★三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
四 感染症及び病原体等に関する 情報の収集 、調査及び研究に関する事項	五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
★五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	七 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
★七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
★九 感染症に係る医療を提供する体制の確保 その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
十 宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
★十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)
十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	(新設)
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	(新設)
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
★十五 感染症の予防に関する人材の養成 及び資質の向上 に関する事項	八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
★十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	十 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
★十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 病原体等の検査の実施並びに 医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

計画作成手引きより
★保健所設置市の該当項目

「予防計画」の記載事項の充実等

資料5-4

現行の予防計画の記載事項	予防計画に追加する記載事項	体制整備の数値目標の例
1 【市】感染症の発生の予防・まん延防止のための施策		
2 医療提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関(入院)の確保病床数 ・協定締結医療機関(発熱外来)の医療機関数 ・協定締結医療機関(医療人材)の確保数 ・協定締結医療機関(後方支援)の医療機関数 ・協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の医療機関数 ・協定締結医療機関(PPE)の備蓄数量
	①(任意:市)情報収集、調査研究	
	② 【市】検査の実施体制・検査能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・【市】検査の実施件数(実施能力) ・【市】検査設備の整備数
	③ 【市】感染症の患者の移送体制の確保	
	④(任意:市)宿泊施設の確保	・(任意:市)協定締結宿泊療養施設の確保居室数
3 【市】緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策	⑤ 【市】宿泊施設・自宅療養体制の確保(医療に関する事項を除く)	・協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の医療機関数(再掲)
	⑥都道府県知事の指示権限・総合調整権限の発動要件	
	⑦ 【市】人材の養成・資質の向上	・ 【市】医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
	⑧ 【市】保健所の体制整備	・ 【市】保健所業務を行う人員・IHEAT確保数
	※ 【市】緊急時における検査の実施のための施策を追加	